



追加型投信 / 内外 / 資産複合 / 特殊型 (絶対収益追求型)

# マクロ・トータル・リターン・ファンド

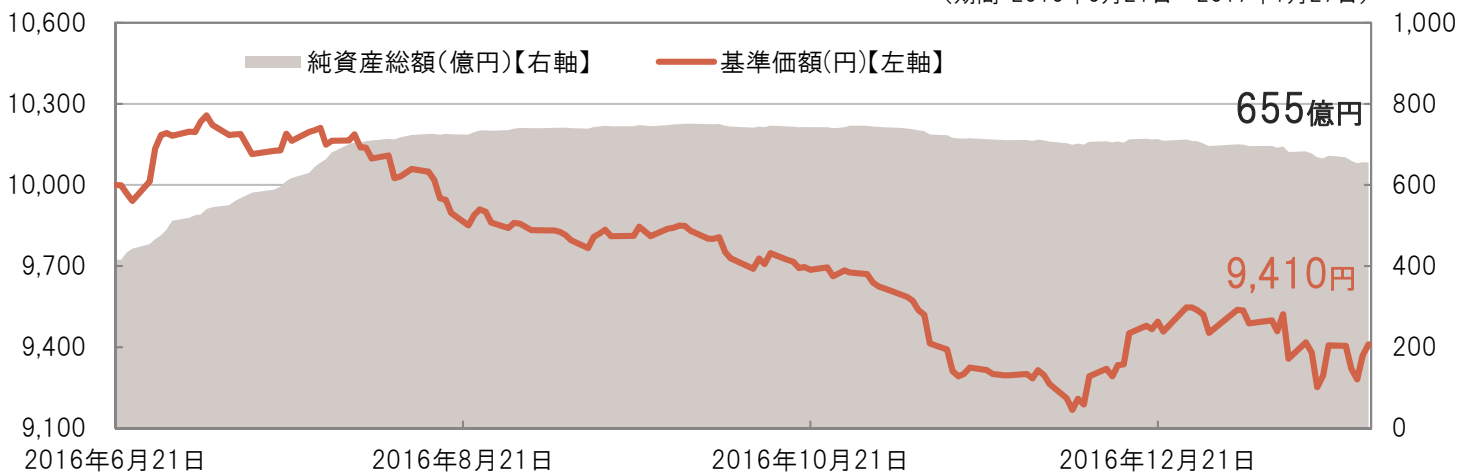
## 2017年初の政治イベントを受けて

ファンド情報提供資料  
(データ基準日: 2017年1月27日)

平素より、「マクロ・トータル・リターン・ファンド」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。  
2017年に入り、米国におけるトランプ大統領の就任や、英国のメイ首相による演説など、世界の政治・経済に影響を与えるイベントがありました。これを受け、当ファンドの運用チームの見解や運用方針についてのレポートを作成いたしましたのでご案内申し上げます。

### 設定来の基準価額等の推移

(期間: 2016年6月21日～2017年1月27日)



・基準価額(1万口当たり)は信託報酬控除後の値です。

以下は、当ファンドの投資対象である投資信託証券「JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド(Iクラス)(円建て、円ヘッジ)」の投資法人「JPモルガン・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド」(以下、「外国投資法人」)の運用戦略について説明しています。

### 運用担当者コメント 要旨 (詳細は次頁をご覧ください)

#### トランプ 大統領就任

- ✓ 米国経済はその他の先進国経済に比べ堅調に推移するとの見通し
- ✓ 「米国優先」を特徴とするトランプ大統領の政策は米国経済の成長にプラス材料との見方
- ✓ 利上げタイミングは早まると予想し、米ドルのロング・ポジション※1に対する確信度上昇
- ✓ 米国国債金利低下のタイミングでは米国国債のロング・ポジションの利益確定

#### メイ首相 演説

- ✓ メイ首相の演説(EUからの完全離脱を目指す)は概ね事前に予想されていた内容
- ✓ EUからの完全離脱による影響の顕在化に伴い、英国の経済成長率は低下し、インフレ率の上昇によって個人消費は低迷するとの見通し
- ✓ 米ドルに対しての英ポンドのショート・ポジション※2を保有

#### その他

- ✓ 現在ダイナミック・ヘッジ※3のポジションは保有していないが、今後の状況如何によってはダイナミック・ヘッジのポジションを取ることを検討

※1 買い持ち ※2 売り持ち

※3 リスクシナリオ(発生すると投資損失にもつながるシナリオ)の発生によってポートフォリオに大きな影響が想定される場合に、デリバティブ取引を活用することで、市場リスクの低減をめざす手法

(出所)J.P.モルガン・アセット・マネジメントのコメント(現地1月26日時点)を基に三菱UFJ国際投信作成

■上記は、過去の実績・状況、作成時点での見通しまたは分析です。これらは、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりません。

## 運用担当者コメント

## ■米国大統領就任を受けて

運用チームでは、米国経済は、特にその他先進国経済に比べて堅調に推移すると見ています。米国の失業率は自然失業率の水準かそれ以下にある中で、経済成長率は引き続き力強く、インフレ率については上昇しつつあるなど、米国経済の余剰生産能力は逼迫しています。このような経済環境下、FRB(米連邦準備制度理事会)による利上げペースは速まると予想され、米ドルのロング・ポジション(買い持ち)に対する確信度を高める要因になっています。2016年11月の米国大統領選挙から2017年1月のトランプ大統領の就任の期間において、運用チームでは、「米国優先」を特徴とするトランプ米国大統領の政策は米国の経済成長にとってプラス材料であるとの見方を維持し、この見通しは米ドルのロング・ポジションの正当性を高めると考えています。2017年初来では、具体的にどのような政策が遂行されるのかという懸念が高まったことなどを受けて、米ドルのロング・ポジションはパフォーマンスにマイナスの影響を与えましたが、運用チームでは足下の市場動向は一部投資家によるポジションの巻き戻しによるものと考えていることから、米ドルのロング・ポジションを維持しています。また、これら懸念材料を背景に米国国債金利が低下しましたが、外国投資法人では米国国債のロング・ポジションを利益確定する好機となりました。

## ■メイ英国首相の演説を受けて

メイ英国首相は、英国のEU(欧州連合)離脱に関して野心的とも言える方針を明らかにしましたが、英国最高裁判所がEUへの離脱通知前に議会承認が必要であると判断したこと以外には新しい情報はありませんでした。メイ英国首相の演説の後、英国最高裁判所は、EU加盟国の離脱についての手続きを定めたリスボン条約の第50条を発動するためには英国議会の承認が必要であると司法判断を下しました。この判断は事前に予想されていたものであり、EU離脱計画を破綻させるものではありません。同時に英国最高裁判所は、スコットランド、北アイルランド、ウェールズの権限委譲委員会と協議を行う必要はないとの判断を下しました。メイ英国首相は演説の中で、EU司法裁判所から離れた英国法の独立、移民規制の強化、そしてグローバルな自由貿易の追求などに言及した上で、「より強く、より公正で、真にグローバルな英国」を英国の基本理念として掲げました。加えて、今後2年でEUと新たな自由貿易協定の締結を目指すことを明らかにし、段階的に変更が導入されるよう移行期間を設けることを求めました。この演説において、メイ英国首相はEUからの完全離脱を目指していることを明らかにすると共に、離脱交渉の開始時に想定されていたものではありませんが、リスクの高いEU離脱方針の原則を導入しました。

メイ英国首相の演説と英国最高裁判所の判断は、概ね事前に予想されていた内容であったことから運用チームの英国及びその他EU地域に関する中期的経済見通しに変更はありません。引き続き、EUからの完全離脱による影響の顕在化に伴って、英国の経済成長率は低下すると共にインフレ率の上昇によって個人消費は低迷すると見ています。このような見通しのもと、外国投資法人では、米ドルに対して英ポンドのショート・ポジション(売り持ち、足下では3%程度)を保有しています。

## ■その他

現在、外国投資法人ではダイナミック・ヘッジ※のポジションは取っておりません。今後、イベント・リスクの結果が外国投資法人に対して負の影響をもたらす可能性があるかと判断し、かつ、ヘッジ手段のバリュエーション(投資価値基準)が割安である場合においては、ダイナミック・ヘッジのポジションを取ることを検討します。

※ダイナミック・ヘッジとは、リスクシナリオ(発生すると投資損失にもつながるシナリオ)の発生によってポートフォリオに大きな影響が想定される場合に、デリバティブ取引を活用することで、市場リスクの低減をめざす手法です。

(出所)J.P.モルガン・アセット・マネジメントのコメント(現地1月26日時点)を基に三菱UFJ国際投信作成

■本見通ししないし分析は作成時点での見解を示したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

## 【ファンドの目的】

日本を含む世界各国の株式、債券およびデリバティブ取引等の幅広い資産を実質的な主要投資対象とし、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざします。

## 【ファンドの特色】

特色1 グローバルなマクロ環境に関する複数のテーマを選定し、当該テーマに沿った投資戦略を組み合わせて運用を行い、絶対収益の追求をめざします。

**絶対収益追求とは** 特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求をめざすことをいいます。必ず収益を得られることを意味するものではありません。

- ・ 外国投資法人である「JPモルガン・インベストメント・ファンズ・グローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド」の投資信託証券「JPMグローバル・マクロ・オポチュニティーズ・ファンド (Iクラス) (円建て、円ヘッジ)」※1を主要投資対象とします。また、マネー・マーケット・マザーファンドへの投資も行います。  
※1: 以下、Iクラスと記載することがあります。
- ・ Iクラスへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、債券および通貨に係る取引を含むデリバティブ取引等の幅広い資産※2に投資を行います。また、ロング・ポジション(資産の買い持ち)、ショート・ポジション(資産の売り持ち)の両方を活用して機動的なポートフォリオの構築を行います。  
※2: リート、コモディティ・インデックスおよび転換証券等を含みます。
- ・ デリバティブ取引等を行うことにより、ロング・ポジションとショート・ポジションの差額が外国投資法人の純資産総額を上回ることがあります。

特色2 外国投資法人の運用は、J.P.モルガン・アセット・マネジメントが行います。(J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。投資運用会社はJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドです。)

特色3 原則として、為替取引を行うことで円に対するユーロの為替変動リスクの低減をはかります。

投資するIクラスにおいて、外国投資法人の実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該クラスの純資産総額をユーロ換算した額とほぼ同額程度のユーロ売り、円買いの為替取引を行うことで、円に対するユーロの為替変動リスクの低減をはかります。なお、外国投資法人の実質的な通貨配分における各通貨とユーロの間に発生する為替変動の影響を受けることになります。

特色4 年2回の決算時(6・12月の各3日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

委託分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 【投資リスク】

基準価額の変動要因: ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動リスク

当ファンドは主要投資対象とする外国投資法人の投資信託証券への投資を通じて、実質的に世界各国の株式、債券、デリバティブ取引等の幅広い資産に投資をします。株式、債券、リート等、当ファンドが実質的に組み入れる有価証券の価格は、その発行体を取り巻く経済環境や市場金利の変動の影響を受けて変動します。株価は、その発行企業の業績や、業績に対する市場の見通し、その企業をとりまく経済状況や競争環境、その結果としての利益処分の見通しや財務状況の変化、あるいは一般的な株式市場全体の動向などの影響を受けて変動します。また、債券は、市場の金利変動の影響を受け、市場金利が上がると、債券価格は下がります。債券価格の変動幅は、一般にその債券の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。リートの価格は、保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動します。コモディティの価格は、様々な要因(生産・需給関係や天候、政治情勢、為替、金利の変化など)の影響を受け大きく変動することがあり、その変動に合理的な分析や予測ができない場合があります。当ファンドはこれらの価格変動の影響を受けるため、組入株式や組入債券、組入リートや組入コモディティに関する証券等の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### デリバティブ取引等に関するリスク

デリバティブ取引等は、金利変動、株価変動、コモディティの価格の変動、為替変動等を受けて価格が変動するため、当ファンドはその影響を受けます。また、実質的な買い持ち(ロング・ポジション)または売り持ち(ショート・ポジション)が、特定の業種、市場、または通貨に集中したポジションとなることがあります。その結果、より広く分散投資されたファンドに比べて価格変動が激しくなることがあります。ロング・ポジションに係る資産価格の下落またはショート・ポジションの資産価格の上昇が生じた場合、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。特に、ロング・ポジションに係る資産価格が下落する一方、ショート・ポジションに係る資産価格が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。また、デリバティブ取引等は、少額の証拠金をもとに多額の取引を行うため、損失が発生した場合には、金利変動、株価変動、コモディティの価格の変動、為替変動等の影響が増幅される傾向があり、デリバティブ取引等に係る投資額を超えるような損失をもたらすことがあります。一般に、ショート・ポジションをとる資産やデリバティブ取引等には上値には限りがないことから、ショート・ポジションの損失が限定されないことがあります。また、ショート・ポジションに係る取引は規制変更の影響を受けやすく、変更により悪影響をうけることがあります。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。また、当ファンドが投資する外国投資法人ではデリバティブ取引等を利用しますが、その取引相手の倒産等により、取引が不履行になるリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあり、その結果として多額の損失が発生し、基準価額が大幅に下落する場合があります。

### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際や、デリバティブ取引等を行おうとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

## 為替変動リスク

当ファンドが投資する投資信託証券においては、外国投資法人での実質的な通貨配分にかかわらず、原則として当該投資信託証券の純資産総額をユーロ換算した額とほぼ同額程度のユーロ売り円買いの為替取引を行います。したがって、当該投資信託証券は保有する実質的な外貨建資産について対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行わないため、実質的な通貨配分における各通貨とユーロの間に発生する為替変動の影響を受けます。例えば、当該投資信託証券が実質的に米ドル建資産を保有している場合には、米ドルとユーロの間に発生する為替変動の影響を受けます。なお、ユーロ売り、円買いの為替取引を行った場合、円金利がユーロの金利より低ければ、円とユーロとの金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分の為替取引によるコストとならない場合があります。

## カントリー・リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

**上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。**

### ■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。

収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

### ■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

<投資対象ファンド(外国投資法人)の信用リスク管理方法>

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)およびレクセンブルク金融監督委員会(CSSF)の規則や通達等に基づき信用リスクを管理します。

## 【お申込みメモ】

購入時

### 購入単位

販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。

### 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額  
※基準価額は1万口当たりで表示されます。  
基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。

申込(入金)

### 申込不可日

次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。  
・復活祭(Easter Day)に該当する日の翌日  
・12月24日、12月25日、12月26日  
・上記のほか、投資対象とする外国投資法人の投資信託証券の申込受付停止日  
ただし、やむを得ない事情が発生した場合において委託会社の判断により、上記以外の日でもお申込みの受付を停止する場合や、上記に該当する日であってもお申込みを受け付ける場合があります。  
お申込不可日は販売会社にご確認ください。

### 申込締切時間

原則として、午後3時までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。

### 換金制限

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みには制限を設ける場合があります。

### 購入・換金申込受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。  
また、信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することがあります。

換金時

### 換金単位

販売会社が定める単位 / 販売会社にご確認ください。

### 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

### 換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。

その他

### 信託期間

2026年6月3日まで(2016年6月21日設定)

### 繰上償還

受益権の口数が10億口を下回るようになった場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。  
なお、当ファンドが主要投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなった場合には繰上償還となります。

### 決算日

毎年6・12月の3日(休業日の場合は翌営業日)  
※初回決算日は2016年12月5日

### 収益分配

年2回の決算時に分配を行います。  
販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。

### 課税関係

課税上は、株式投資信託として取扱われます。個人投資者については、収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の譲渡益に対して課税されます。NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)の適用対象です。税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

マクロ・トータル・リターン・ファンド

追加型投信 / 内外 / 資産複合 / 特殊型 (絶対収益追求型)

## 【費用】

## ◎お客さまが直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入価額に対して、 <b>上限3.24%(税抜 3.00%)</b> (販売会社が定めます) (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)
換金時	信託財産留保額	ありません。

## ◎お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

保有期間中	運用管理費用 (信託報酬)	<p>■当ファンド 日々の純資産総額に対して、<b>年率1.2204%(税抜 年率1.1300%)</b>をかけた額</p> <p>■投資対象とする投資信託証券 投資対象ファンドの純資産総額に対して、<b>年率0.71%以内</b> ※マネー・マーケット・マザーファンドは除きます。</p> <p>■実質的な負担 当ファンドの純資産総額に対して、<b>年率1.9304%程度(税抜 年率1.8400%程度)</b> ※当ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率(上限値)です。</p>
	その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用</li> <li>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ国際投信株式会社	設定・運用 …三菱UFJ国際投信株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号 加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社	
販売会社(購入・換金の取扱い等)	以下の通り	

## 【販売会社情報】

商号	登録番号等	加入協会
株式会社 三菱東京UFJ銀行(委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	日本証券業協会 / 一般社団法人金融先物取引業協会 / 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2336号	日本証券業協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会 / 一般社団法人金融先物取引業協会 / 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

## 【本資料に関するご注意事項】

- 本資料は、三菱UFJ国際投信が作成した販売用資料です。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認ください。
- 本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 本資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。